

社会福祉法人加治川郷 役員名簿

役職	氏名	備考
評議員	高橋 晃	胎内市副市長
評議員	長谷川 進一	自営業
評議員	本間 藤雄	新発田市川東地区民生児童委員協議会長
評議員	高橋 会	新発田市豊浦地区民生児童委員協議会長
評議員	中村 忍	新発田市第一地区民生児童委員協議会長
評議員	秋沢 操	豊栄歩みの会会長
評議員	畑田 洋一	新発田市第二地区民生児童委員協議会長
評議員	時津 聖子	新発田市手をつなぐ育成会事務局
評議員	福嶋 恵子	阿賀野市児童民生委員
評議員	羽田 栄子	胎内市手をつなぐ育成会員
評議員	磯部 真	胎内市民生児童委員
理事	五十嵐 信博	聖籠町児童民生委員
理事	中村 彰男	無職
理事	倉嶋 綾子	市手をつなぐ育成会理事
理事	笹川 康夫	笹川医院 医院長
理事	久保田 雅勝	大峰寮長
理事	石川 俊一	無職
理事	大倉 眞弓	新発田市民生児童委員連合会会長
理事	眞貝 芳郎	胎内市民生児童委員
監事	高澤 健爾	新発田商工会議所専務理事
監事	佐藤 清治	新潟市北区身体障害者福祉協会会長

社会福祉法人加治川郷 役員報酬の支給に関する規則

第1条 定款第8条に定める役員の報酬及びその支給については、この規則の定めるところによる。

第2条 報酬として支給する金額は次の通りとする。

理事長	年額	3万円
理事	年額	1万円
監事	年額	1万円

第3条 報酬の支給日は、毎会計年度終了後開催される決算理事会の日とする。

第4条 この規則は、常勤職員の理事には適用しない。

附 則

- ・第2条に定める年額に対応する期間は、前年の7月27日から起算した1年間をいう。
- ・この規則は、昭和60年4月1日から適用する。
- ・改正 昭和61年7月25日（第4条追加）